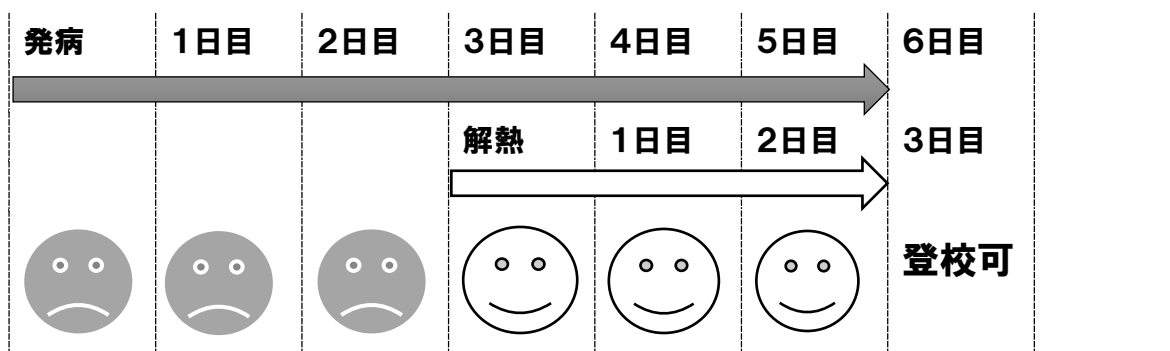


インフルエンザによる出席停止期間について

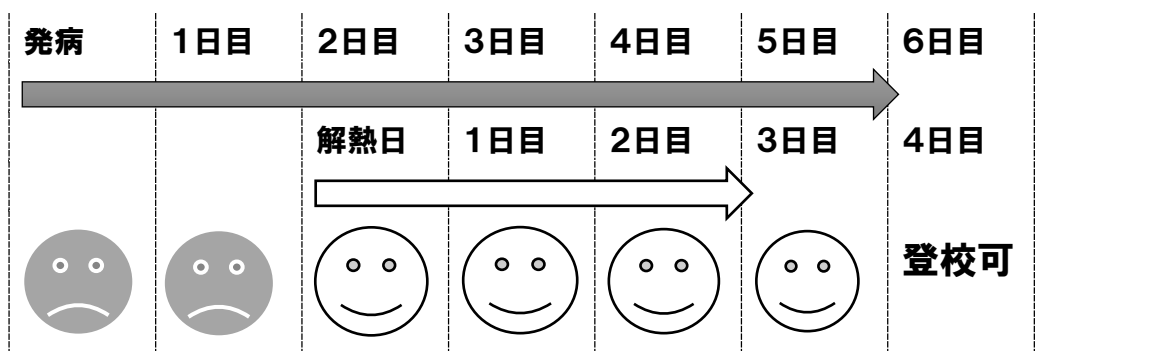
学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。インフルエンザ発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

- ・ 解熱後2日を経過していること
- ・ 発症後5日を経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日から発症第1日目と考えます。



この場合、発症後6日目に登校できます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日を経過していない為、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。



この場合、発症後5日を経過していても、解熱後2日は経過していない為、登校できません。発症後7日目に登校できます。

※インフルエンザの制圧のためというよりも、症状が続く感染力がある期間をしっかりと休むことによって感染（流行）のスピードを緩やかにし、感染規模を縮小する効果があります。一度に多くの人々が感染する＝爆発的な流行、蔓延化は、幼児や高齢者、持病のある方が重症になる確率が上がります。